

赤十字に関するQ&A

日本赤十字社では、年間を通して、県民の皆さまに赤十字会員への加入をお願いしています。

その中で、皆さまからよくお寄せいただきご質問を取りまとめました。

是非ご覧いただき、理解を深めていただくのに役立てば幸いです。



目 次

日本赤十字社の成り立ち

日本赤十字社に関すること

- Q1. 日本赤十字社は国の機関ですか？
- Q2. 日本赤十字社に対して、国や地方公共団体が協力するのはなぜですか？
- Q3. 日本赤十字社は、国や地方公共団体からの補助金で運営されているのですか？

赤十字会員、会費に関すること

- Q4. 赤十字の「会員」とはなんですか？
- Q5. 会員への加入は強制的なものですか？
- Q6. 会員になると何か特典があるのですか？
- Q7. なぜ、会費は毎年納めなければならないのですか？
- Q8. 赤十字の活動資金に協力すると、税金の控除はありますか？
- Q9. 日本赤十字社の「表彰制度」とはどんなものですか？
- Q10. 住所等が変更になった場合、これまでの協力実績は引き継がれますか？

赤十字会員増強運動に関すること

- Q11. 日本赤十字社が毎年5月に赤十字会員増強運動を実施するのはなぜですか？
- Q12. 会員募集活動はどのように行えばよいですか？
- Q13. なぜ町内会や市町の人が会員の募集などを行っているのですか？

その他に関すること

- Q14. 遺贈や相続財産の寄付を検討していますが、受け付けていますか？
- Q15. 「赤十字活動資金」と「義援金」「海外救援金」の違いは何ですか？

日本赤十字社の成り立ち

1 日本赤十字社が生まれるきっかけとなった 西南戦争勃発 1877年2月(明治10年)

西南戦争は日本最後の内戦といわれ、官軍と西郷隆盛率いる薩摩軍が激しい戦闘を繰り広げ、多くの傷病兵が戦野に倒れました。



2 日本赤十字社の前身 「博愛社」の設立 1877年5月(明治10年)

この西南戦争での悲惨な状況に対して、元老院議官の佐野常民は熊本に出向き、官軍の指揮をしていた有栖川宮熾仁親王に、敵・味方の区別なく救護を行う団体として「博愛社」をつくって救護することを願い出ました。熾仁親王はこの願いを許し、博愛社はすぐに救護活動を始めることができたのです。



3 世界の赤十字の仲間入り 「日本赤十字社」に改称 1887年(明治20年)

1886年に日本政府が、ジュネーブ条約(*)に加入したのを機に、「博愛社」から「日本赤十字社」に改称し、国際赤十字の仲間入りを果たしました。 (*)戦争の傷病者や捕虜の保護を定めた条約。

豆知識

皇室と日本赤十字社

- **有栖川宮熾仁親王殿下の設立許可**
1877年、有栖川宮熾仁親王殿下は、佐野常民の直訴を受け、官軍のみならず薩摩軍をも区別なく救護するとの精神に心から感動し、中央に諮ることなく英断をもって博愛社の設立を許可されました。



有栖川宮熾仁親王殿下から博愛社設立の許可を受ける佐野常民

- **昭憲皇太后の基金**
1912年、明治天皇の皇后であった昭憲皇太后が、赤十字の平時の活動を奨励するための国際協力基金である「昭憲皇太后基金」を創設されました。この基金は、災害等に苦しむ人々の救済に充てられ世界中の人々の助けとなってきました。1888年の会津磐梯山噴火では、皇太后自ら、日本赤十字社に医師などを派遣するようお命じになり、これが日赤の災害救護活動の草分けとなりました。
- **名誉総裁は皇后陛下**
日本赤十字社の名誉総裁は皇后陛下で、皇室は日赤の創立以来その活動を支えてこられました。現在、名誉総裁であられる皇后雅子さまも、上皇后美智子さまから引き継がれ、苦しみの中にある人々のもとに駆け付け、いたわり、寄り添う、慈愛に満ちたご活動を続けておられます。

Q1

日本赤十字社は国の機関ですか？

日本赤十字社は、世界190以上の国と地域にある赤十字社の一つとして、日本赤十字社法（昭和27年8月14日法律第305号）という法律に基づいて設置された認可法人であり、公共の福祉にかかわる人道的諸活動を行う団体です。

1877年（明治10年）の西南戦争の際に設立された「博愛社」がその前身であり、その後「日本赤十字社」に改称しました。

したがって、日本赤十字社は国の機関ではなく、独立した民間の団体です。しかし、また一方では、災害救助法の定めるところにより、行政が行う災害時の救護業務に従事するなど、国や地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たすべき分野を幅広く持っている団体です。

Q2

日本赤十字社に対して、国や地方公共団体が協力するのはなぜですか？

日本赤十字社では、災害時だけでなく、平時から住民の方々の生命と健康を守る取り組みを行っております。このような地域に密接した活動を日々遂行できるのは、日本赤十字社単独の取り組みでは不可能であり、地域の皆さまのご理解・ご協力なくしては成しえません。そこで、県や市町、町会にご支援・ご協力をいただいております。

このことは、博愛社（日本赤十字社の前身）が設立されて以来、地方長官（知事）にその事務を依頼してきたという歴史的経緯や、日本赤十字社の業務が地方公共団体の行政目的、すなわち住民及び滞在者の安全管理及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で密接な関係にあることによるものです。

なお、毎年、国（厚生労働省）から知事あてに、知事から各市町長あてに、文書により日本赤十字社に対する協力依頼がなされています。

Q3

日本赤十字社は、国や地方公共団体からの補助金で運営されているのですか？

日本赤十字社の活動資金の主な財源は、赤十字の趣旨や事業にご賛同いただいた皆さまからお寄せいただくご寄付です。国や地方公共団体からの補助金が活動資金の財源になることはありません。

赤十字には7つの基本原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）があります。その一つである「独立」の原則は、赤十字が赤十字として信頼を得て活動するために、政府や経済・信仰等から独立し、その自主性を保つことを定めたものです。

日本赤十字社は、自ら意志を決定し活動するために、補助金等の公的資金に頼ることなく、自主的な運営を行っています。

なお、日本赤十字社は、赤い羽根共同募金を実施する社会福祉法人中央共同募金会や、社会福祉法人全国社会福祉協議会等とは全く別の団体です。

Q4

赤十字の「会員」とはなんですか？

赤十字の「会員」とは、日本赤十字社の目的に賛同し、支援してくださる方のことです。

会員には、会費として年額2,000円以上のご協力をいただくことにより個人・法人を問わず、どなたでも加入することができます。日本赤十字社の活動は、支援してくださる会員によって支えられているため、一人でも多くの方に会員になっていただけるようお願いしています。

なお、会員には本社または支部から年2回程度、情報提供をいたします。

Q5

会員への加入は強制的なものですか？

決して強制ではありません。

赤十字の趣旨や活動をよく理解していただいたうえで、自由意思で加入いただくことになっております。

しかしながら、日本赤十字社は会員で組織されており、会員の皆さまから寄せられる会費が主な活動資金となっておりますので、日本赤十字社が様々な人道的活動を継続的に実施できるよう、より多くの皆さまに会員に加入していただき、ご支援をいただけますようお願いしております。

Q6

会員になると何か特典があるのですか？

会員になることによる特典はありませんが、赤十字の会員になっていただくことは、国内外における災害時の救護救援活動をはじめとした幅広い社会貢献の諸活動に、赤十字を通して参加することにつながります。

また、会員として年2,000円以上ご協力いただける方々へは、赤十字の活動内容をよりご理解いただけるよう、会員誌などを送付します。

なお、特典と言えるものではありませんが、一定額以上の会費を納入いただくと、税制上の優遇措置を受けられるほか、日本赤十字社の表彰制度があります。詳しくは、Q8・9をご参照ください。

Q7

なぜ、会費は毎年納めなければならないのですか？

赤十字の事業は、災害時の救護救援活動など人命に直接かかわる仕事を中心になっておりますので、1日たりとも支援の手をゆるめるわけにはまいりません。

また、事業は普遍的なものや、長期的なものであるため、毎年安定した資金を準備しておく必要があります。したがって、毎年継続して会費の納入をお願いしています。

Q8

赤十字の活動資金に協力すると、税金の控除はありますか？

日本赤十字社への活動資金（会費・寄付金）のご協力に対して、次の税制上の優遇措置が受けられます。

【個人の場合】

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
所得税の控除	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から2,000円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
相続税の非課税	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

【法人の場合】

優遇措置の名称	適用期間	優遇措置の内容
法人税の控除 （特定公益増進法人 に対する寄付金）	通年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q9

日本赤十字社の「表彰制度」とはどんなものですか？

日本赤十字社への活動資金（会費・寄付金）のご協力に対して、次の表彰制度があります。

【個人の場合】

表彰区分	表彰の対象	表彰の内容
特別社員	一時に 20,000円以上、または会員として毎年 2,000円以上で累計 20,000円以上に達した方	称号付与通知書 支部表彰品*
銀色有功章	一時または累計で 200,000円以上に達した方	有功章（楯型） 支部表彰品*
金色有功章	一時または累計で 500,000円以上に達した方	有功章（勲章型）・章記 支部表彰品*
日赤社長感謝状	金色有功章を受章後、一時または累計で 500,000円以上に達した方	日本赤十字社 社長感謝状

*支部表彰品は門標、ピンバッジ、防災グッズから一つお選びいただけます。

【法人の場合】

表彰区分	表彰の対象	表彰の内容
銀色有功章	一時または累計で 200,000円以上に達した法人	有功章（楯型）
金色有功章	一時または累計で 500,000円以上に達した法人	有功章（楯型）
日赤社長感謝状	金色有功章を受章後、一時または累計で 500,000円以上に達した法人	日本赤十字社 社長感謝状

*そのほか、国の表彰（厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章）もあります。

Q12

会員募集活動はどのように行えばよいですか？

地域の皆様のご協力による会員募集活動につきましては、5月の運動月間に限らず地域の状況に応じて柔軟に対応いたしますようお願いいたします。

会員募集活動は、戸別訪問や町内会・自治会等の総会で審議いただく等、合意を得たうえで実施してください。また、寄付方法についてはクレジットカードや口座振替など様々な方法を選択することができるので、詳しくは広報誌「赤十字いしかわ」の裏面をご覧ください。

Q13

なぜ町内会や市町の人が会員の募集などを行っているのですか？

赤十字の活動は、日頃からの地域でのボランティア活動だけでなく、災害等が発生した場合、行政が行う災害時の救護業務に従事するなど、国や市町に協力して幅広い分野で補完的役割を果たしています。

こうした赤十字の趣旨や活動を多くの方にご理解いただくためにも、地域の皆さまに密接な関わりのある町内会等の皆さまや、県内各市町、市町社会福祉協議会の皆さまに、赤十字会員募集をはじめ、赤十字事業の推進にご協力をいただいています。

Q14

遺贈や相続財産の寄付を検討していますが、受け付けていますか？

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」という尊いお申し出が増えています。

日本赤十字社は、このような尊いご意志に応えるために遺言によるご寄付(遺贈)、相続財産のご寄付を受け付けております。

遺贈等を検討されている方には専用のパンフレットをお送りいたしますので、石川県支部までご連絡ください。

なお、相続税の申告期限内に寄付をした場合、寄付をした財産には相続税が加算されません。

●遺言信託・遺産整理(遺言書作成のお手伝い～遺言執行)

石川県内の銀行…日本赤十字社石川県支部は、北國銀行と遺贈に関する協定を結んでいます。

北國銀行 信託チーム〈ダイレクトセンター〉

☎ 0120-680-069

北國銀行 相続関連 検索

信託銀行など…日本赤十字社は、信託銀行などと遺贈に関する協定を結んでいます。

三井住友信託銀行 金沢支店〈相続・遺言相談デスク〉

☎ 0120-456-631

三菱 UFJ 信託銀行〈本店営業部〉

TEL 03-6250-4141

みずほ信託銀行〈委託総合営業第六部〉

TEL 03-4335-0813

りそな銀行

お近くの銀行窓口へご相談ください。

三井住友銀行〈相続アドバイザー部〉

☎ 0120-338-518

Q15

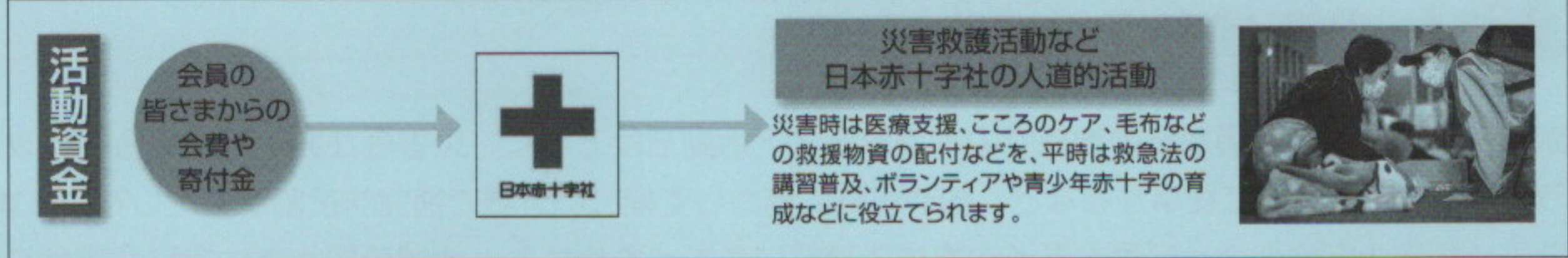
「赤十字活動資金」と「義援金」「海外救援金」の違いは何ですか？

「赤十字活動資金」は、災害救護活動など日本赤十字社石川県支部が行う人道的活動に役立てられます。

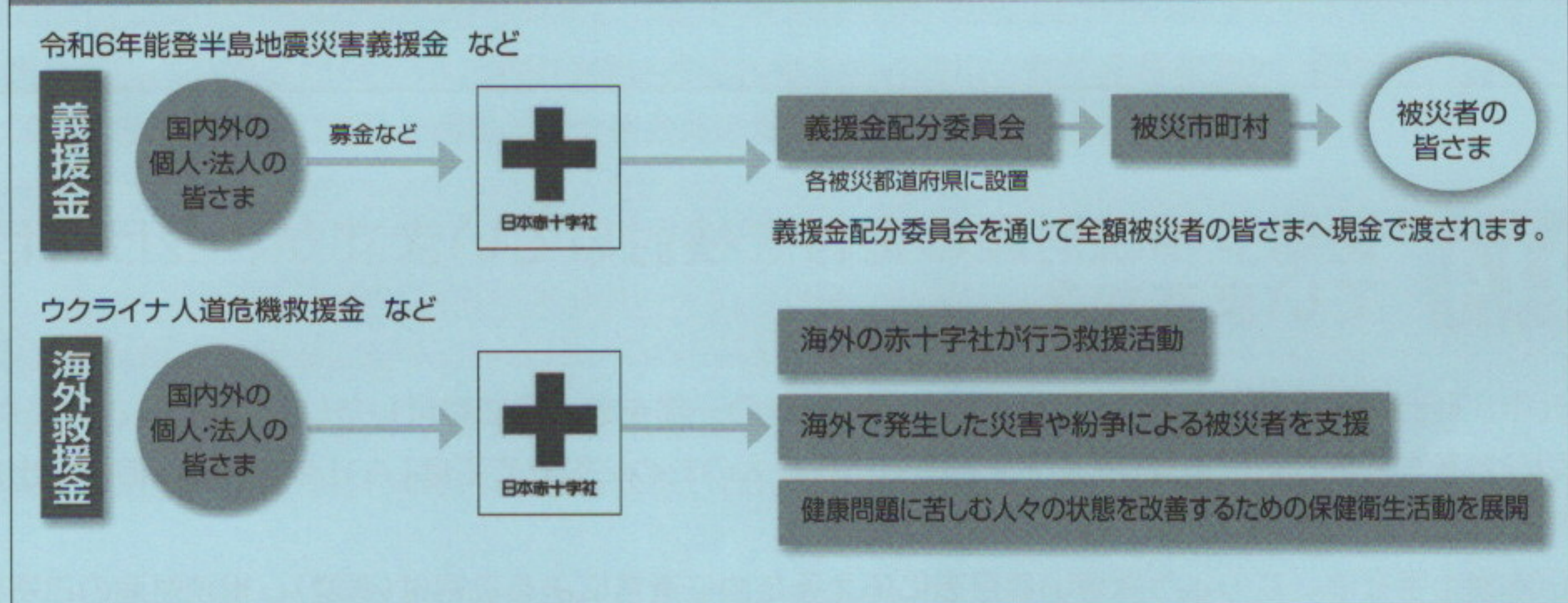
「義援金」とは、日本国内で災害が発生した際に、生活を支える資金として被災者にお届けするご寄付です。日本赤十字社がお預かりする義援金は、被災地県に設置される義援金配分委員会を通じて1円残らず被災者へ配分されます。

海外で災害等が発生した場合に募集する「海外救援金」は、被災国の赤十字社に送られ、被災国の赤十字社が行う被災者支援活動に役立てられます。毎年12月にNHK（日本放送協会）と共催している「NHK海外たすけあい」募金は、この海外救援金として取り扱っています。

赤十字活動資金の流れ



義援金や海外救援金の流れ



お問い合わせは、下記までお願いします

日本赤十字社 石川県支部
Japanese Red Cross Society

TEL 076-239-3880 FAX 076-239-3881
〒920-8201 金沢市鞍月東2丁目48番地
HP <https://www.jrc.or.jp/chapter/ishikawa/>

地域の日赤担当

【金沢市にお住まいの方】

地域の公民館

(金沢市のホームページをご参照ください)

【金沢市以外にお住まいの方】

市役所・町役場 または市町社会福祉協議会